

令和2年（2020年）4月17日

排出事業者様

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課長

緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について（通知）

令和2年（2020年）4月7日付け環循適発第2004077号及び環循規発第2004075号にて環境省環境再生・資源循環局長から通知がありました（別添資料1、以下「通知」と記載）。

同通知では「廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続すること」が求められているところです。加えて、同年4月16日に緊急事態宣言が全国に拡大されたことに伴い、本県も同通知における「特定都道府県」となりました（別添資料2：令和2年4月16日付け 環境省廃棄物規制課 事務連絡 参照）。各排出事業者においても、十分に感染防止策を講じつつ、廃棄物を排出することが求められます。

具体的留意事項として、通知において「二 廃棄物処理事業の継続について」が示されておりますので、廃棄物の排出の際に御留意いただきますようお願いいたします。

なお、別添資料について県ホームページ([https://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_31640.html](https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_31640.html))にも掲載していることを申し添えます。

## 記

「二 廃棄物処理事業の継続について」の留意点

- 1 職員及び委託業者並びに許可業者等の従業員間で濃厚接触者を極力減らすための取組
  - ・本県では、産廃処理業許可申請書等の提出を原則郵送に変更し、電話で内容を確認するなど、濃厚接触者を減らす取組みを行っておりますが、各事業者におかれても関係者の接触を減らす取組みをお願いします。
- 2 委託業者、許可業者及び清掃事務所において新型コロナウイルス感染症が発生し、事業者や事務所単位で活動不能となった場合の対応策
  - ・廃棄物処理の委託業者等が活動不能となっても廃棄物処理が不能とならないよう、不測の事態に備え、他の委託処理先の事前確保などの対応をお願いします。

【別添資料】

- 1 緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について（令和2年4月7日付け 環境省）
  - 1-1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月7日 新型コロナウイルス感染症対策本部）
  - 1-2 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について（令和2年4月2日付け 厚生労働省）
  - 1-3 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について（令和2年4月2日付け 厚生労働省）
  - 1-4 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ&A（令和2年4月6日付け 厚生労働省）
- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言の対象区域の拡大について（令和2年4月16日付け 環境省廃棄物規制課）

熊本県環境生活部環境局 循環社会推進課 担当：谷口、吉川 電話：096-333-2278 FAX：096-383-7680
---